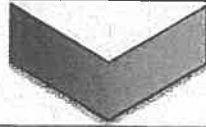


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 3日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 18日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 1日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 9日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 2日 午前 9時20分から 令和 8年 7月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番33
地 目 宅地
地 積 79.19平方メートル

所有者 A

2 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番14
地 目 宅地
地 積 3.39平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分2分の1

3 所 在 渋谷区初台一丁目23番地33
家屋 番号 23番33
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 47.44平方メートル
2階 46.27平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年 5月12日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり
-
-
- 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
-
-
- 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし
-
-
- 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。
-
-
- 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番33
地 目 宅地
地 積 79.19平方メートル

所有者 A

2 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番14
地 目 宅地
地 積 3.39平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分2分の1

3 所 在 渋谷区初台一丁目23番地33
家屋 番号 23番33
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 47.44平方メートル
2階 46.27平方メートル

所有者 A



令和8年(ヌ)第23号
令和8年3月30日受理
令和8年4月17日提出
(評価人 竹 迫 裕美子)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 塚 田 正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番33
地 目 宅地
地 積 79.19平方メートル

所有者 A

2 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番14
地 目 宅地
地 積 3.39平方メートル

共有者 A 持分2分の1

3 所 在 渋谷区初台一丁目23番地33
家屋 番号 23番33
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 47.44平方メートル
2階 46.27平方メートル

所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	渋谷区初台一丁目23番11号
土地	物件1、2
現況地目	■宅地(物件1)・■公衆用道路(物件2) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が物件1の土地に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり 物件2は道路に供せられている
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	北東側で私道(建築基準法第42条第2項に該当)に接面する 物件2は私道の一部である
建物	物件3
種類・構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	2階にロフトが存在する
執行官保管の仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (建物所有者)	1 私は本件建物を家族と居宅としてのみ使用しています。 (令和8年4月6日面接聴取)
B (建物所有者の子)	1 私は、建物所有者の子にあたります。建物所有者は本件建物を家族と居宅としてのみ使用しています。 2 室内で猫1匹を飼育しています。 3 本件建物内で不具合な部分や増改築した部分はありません。 4 本件土地建物内で第三者が使用している部分はありません。 5 本件土地の境界等につき近隣との間で争いはありません。 6 北東側私道を使用するに際し、土地共有者らとの間では何らの取り決めや金銭等の授受はありません。 (令和8年4月14日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 郵便受け付近の表札には建物所有者の姓が表示されていた。
- 3 立入調査を実施したところ、B が在室し、関係人の陳述に記載のとおり述べ、室内には日常使用される動産一式が存在し、居宅として使用されていることが窺われた。室内の壁面クロスには剥離している部分があった。
- 4 本件建物の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

調査の経過

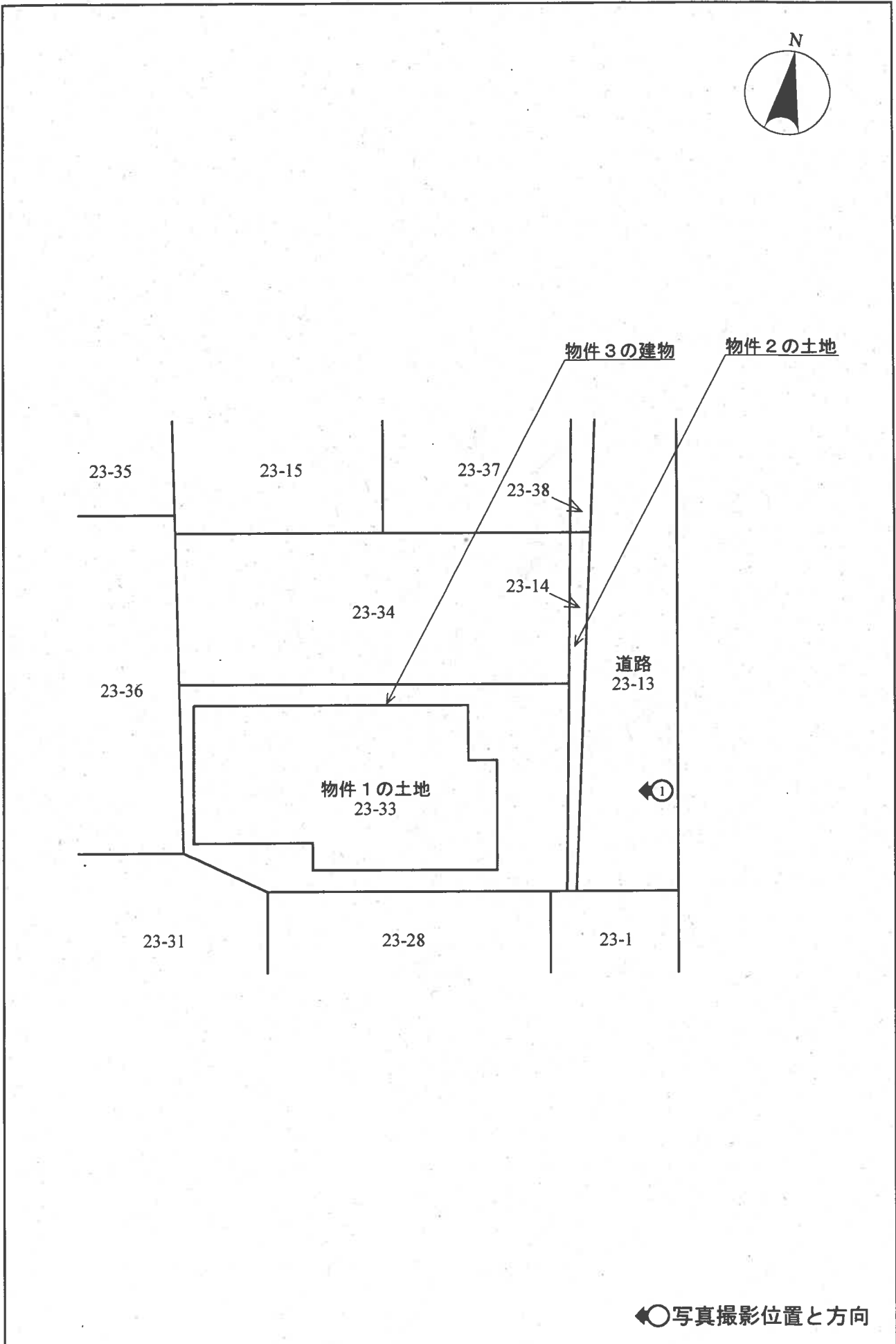
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月6日 12:50-13:00	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、物件調査、占有調査、写真撮影 建物所有者に面接聴取及び照会書交付
令和8年4月14日 9:55-10:15	物件所在地	物件確認、物件調査、占有調査、写真撮影、図面作成、評 価人同行、在室者に面接聴取
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		

(特記事項)

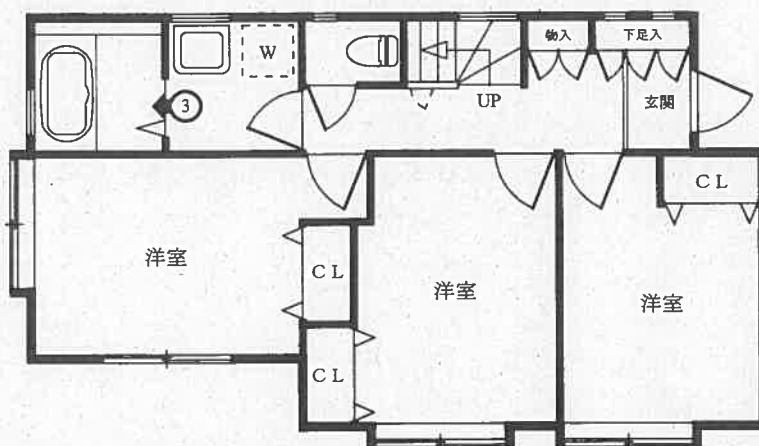
- 令和8年4月14日
目的物件が施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち
入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

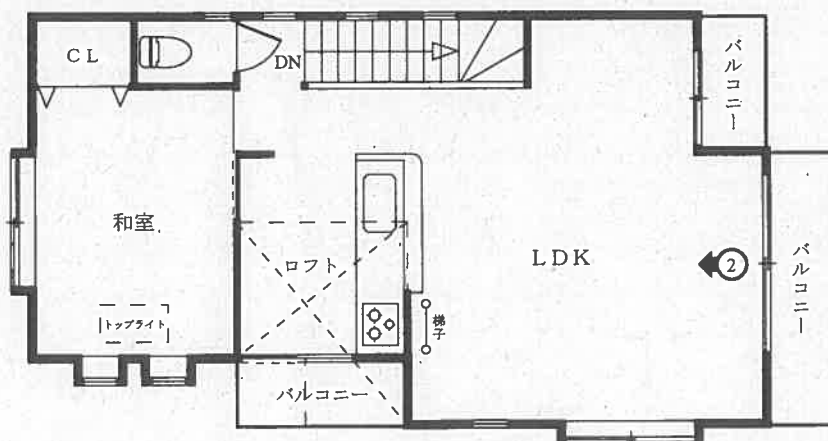
(5 枚目)



◀①写真撮影位置と方向



1 階



2 階

◀○写真撮影位置と方向

001



002



003



令和 8年 (又) 第 23 号
令和 8年 4月14日 現地調査
令和 8年 4月21日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 竹迫 裕美子

第1 評価額

一括価格(合計)	
金 71,280,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 15,900,000円
物件2(土地)	金 80,000円
物件3(建物)	金 55,300,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は物件3の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 本件評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり	地目	公衆用道路
3	次頁物件目録記載のとおり	(住居表示) 渋谷区初台1丁目23番11号	
番号	特記事項		
2	共有持分1/2の評価		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番33
地 目 宅地
地 積 79.19平方メートル

所有者 A

2 所 在 渋谷区初台一丁目
地 番 23番14
地 目 宅地
地 積 3.39平方メートル

共有者 A 持分2分の1

3 所 在 渋谷区初台一丁目23番地33
家屋 番号 23番33
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 47.44平方メートル
2階 46.27平方メートル

所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	京王新線「初台」駅の南西方約 430 m (道路距離・徒歩約 5 分)、渋谷区初台 1 丁目 2 3 番街区に位置する。 (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模一般住宅、低層共同住宅が混在する住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60% (指定) 150% (指定) 準防火地域 第1種高度地区・日影規制 4 ~ 2.5h/1.5m・敷地面積の最低限度 130 m ² ・高さ制限 10 m
画地条件等	地形 間口・奥行 地勢 その他	積状 79.19 m ² ほぼ整形 間口約 6.4 m・奥行約 12.6 m ほぼ平坦 格別なものはない
接面道路の状況等	北東側現況幅員約 3.3 ~ 4 m の行止り舗装私道 (物件 2 を含む・建築基準法第 42 条 2 項該当) にほぼ等高に接面。	
土地の利用状況等	所有者が物件 3 の建物の敷地として利用している。建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管 (以下施設管という) が通っていることをいう。「なし」とは同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区担当部署で聴取したところ、上記私道は物件 1 前面の L 型側溝の物件 1 側から 4 m が 2 項道路と見なされ、物件 1 に道路部分は含まないと認められるが、現況では道路の位置を示す標識等は見当たらなかった。 2. 物件 2 を介して接する私道部分の地番 23 番 13 は私人共有地であり、物件 1 上の建物の建替等に際しては私道の掘削等につき共有者らの同意を要すると認められる。 3. 物件 1 の北西端部分 (北側で近接する区道から 20 m まで) は第一種住居地域 (建蔽率 60%・容積率 300%) に含まれる。 	

(物件 2)

位置・交通	物件 1 と同じ	
付近の状況	物件 1 と同じ	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	物件 1 と同じ	
画地条件等	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	3.39 m ² ほぼ帯状 幅約 0.3 ～ 0.5 m ・ 延長約 11.3 m ほぼ平坦 格別なものはない
土地の利用状況等	物件 2 は現況幅員約 3.3 ～ 4 m の行止り舗装私道（建築基準法第 42 条 2 項該当）として、共有者ら及び近隣居住者らにより使用されているものと認められる。	
評価対象共有持分	1/2	
特記事項	<p>1. 物件 2 を測量した地積測量図は法務局に備付がなく、物件 1 及び隣接地地番 23 番 34（宅地）との境界は側溝により推定できるが、ともに道路に供されている隣接地地番 23 番 13 との境界標は現認できず、境界は判然としない。従って現況地積は不明であり、上記画地条件等は物件 1 地積測量図上の概測による。境界・地積の確定には専門家による測量を要する。</p> <p>2. 物件 1・3 所有者家族 B によると、物件 2 を含む私道の通行・使用に関して物件 2 共有者、上記 1 の道路に供されている隣接地所有者らとの間に取り決めや金銭の授受等はないとのことである。</p>	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成 22 年 3 月 5 日 約 16 年 約 14 年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造スレートぶき 2 階建 サイディング等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング・タイル・CFシート・畳等 システムキッチン・浴室・洗面室・トイレ等 ロフトあり
床面積(現況)	1 階 2 階 延	47.44 m ² 46.27 m ² 93.71 m ²
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	下記特記事項1のとおり損傷・劣化が見られやや劣る。	
建物の利用状況	建物所有者が家族とともに居宅として使用し占有しているものと認められる。	
特 記 事 項	<p>1. 2 階LDK部分を中心に天井・内壁にクラックが見られ、一部内壁クロスの剥離等も認められる。</p> <p>2. 屋内で猫1匹が飼育されているとのことである。搔き傷等の飼育による汚損は特段見当たらなかった。</p> <p>3. 建物所有者家族Bによると現地調査日現在雨漏り・漏水、設備の不具合等は特段感じられないとのことであった。設備等の動作確認は行っていない。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

- ① 物件1・2（土地）
 目的土地の建付地（土地）価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (m^2) ウ	共有 持分 エ	建付 減価 オ	建付地 (土地) 価格 (円) カ
	標準画地価格 (円/ m^2) ア	個別 格差 イ				
1	1,150,000	× 0.90	× 79.19		× 0.97	= 79,500,000
2	1,150,000	× 0.05	× 3.39	× 1/2		= 100,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行・規模等）が標準的な中間画地を想定している。

公示地 渋谷－1

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 1,280,000 \text{ 円}/m^2 \times 101 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 112 = 1,150,000 \text{ 円}/m^2 \\
 & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地等はほぼ標準的画地と認められ必要なし。

地域格差：対象地域に比して公示地等の所在地域は交通接近条件に劣るが、街路・行政的条件に優ること等を考慮して総合の格差率を判定した。

- イ 個別格差：物件1－行止り道路に面する減価要因等を考慮し総合の格差率を判定した。
 物件2－建築基準法上の道路敷地である減価要因を考慮し総合の格差率を判定した。

ウ 地積：登記地積

エ 共有持分：評価対象共有持分

オ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件 3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
3	241,000	× 93.71	× 0.42	= 9,490,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記面積を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 16 年、経済的残存耐用年数約 14 年、観察減価率－ 10 % (保守管理の状況等を考慮した)

- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率:経済的残存耐用年数÷(経過年数+経済的残存耐用年数)×(1－観察減価率)

現価率= 14 年÷(16 年+ 14 年)×(1－ 0.10) = 0.42 (小数第 3 位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	79,500,000	× 0.75	法定地上権	= 59,630,000

ア 建付地価格：前記1①カ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円)
1	79,500,000	- 59,630,000	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 15,900,000
2	100,000		× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 80,000
3	9,490,000	+ 59,630,000	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 55,300,000
一括価格 (合計)						71,280,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし（私道提供部分の現況地積が確定できないが、評価額に対する影響は僅少であることから競売市場修正に含まれるものと判定した）。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（渋谷－1）

所 在：渋谷区初台2丁目8番14、「初台2－8－6」

価 格：1,280,000円／㎡

位 置：「初台」駅の南方道路距離約750mに位置する。

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：141㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南西7.2m区道

用途指定等：第一種住居地域（建蔽率60％・容積率300％）、準防火地域

地域の概要：一般住宅、マンション等が混在する住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和8年4月21日

評価人 不動産鑑定士

竹迫 裕美子 ㊞



位置図

登記年月日 平成25年8月11日

令和8年1月6日

(東京法務局法務出張所印)

東京法務局法務出張所

これに図面に記載された内容が正確であることを保証するものではありません。

地積測量図
 土地の所在 渋谷区初台一丁目
 地番 (0)23-14 (0)23-33

地積測量図

地積番号	辺長	高さ	積算面積
①	13.515	4.905	66.299900
②	13.515	2.130	28.782116
③	11.490	5.328	61.653248
合計			156.735264
合計			156.735264
合計			156.735264

地積番号	延床面積	積算延床面積
①	13.515	4.905
②	13.515	2.130
③	11.490	5.328
合計		
合計		
合計		

面積一覧表

地積番号	大面積	小面積	用途
K20	89.232	500.754	倉庫
S92	89.138	500.353	コンクリート積
K218	88.933	499.861	コンクリート積
K215	87.579	488.076	ミカク石積
DK1	92.674	488.757	倉庫
K214	97.450	488.532	コンクリート積
SB1	69.463	488.058	コンクリート積
K18	100.403	498.889	コンクリート積
HK2	89.478	499.048	コンクリート積
S08	0.243	500.968	プロポシ角
S06	40.930	501.333	プロポシ角
VC9	81.349	503.130	プロポシ角
VC8	91.887	503.414	プロポシ角
VC7	93.015	502.889	積
VC6	122.017	498.722	積
VC5	126.164	505.400	積

測量日	測量者	測量員
2013.08.08	佐藤 隆夫	佐藤 隆夫
2013.08.08	佐藤 隆夫	佐藤 隆夫

作成者

平成25年9月6日

申請人

東京法務局法務出張所

縮尺 1/250



本図はA3版をA4版に縮小

地積測量図写

登記年月日 令和8年1月6日

令和8年1月6日
〔東京法務局渋谷出張所登記〕
二枚は図面に記載されてい

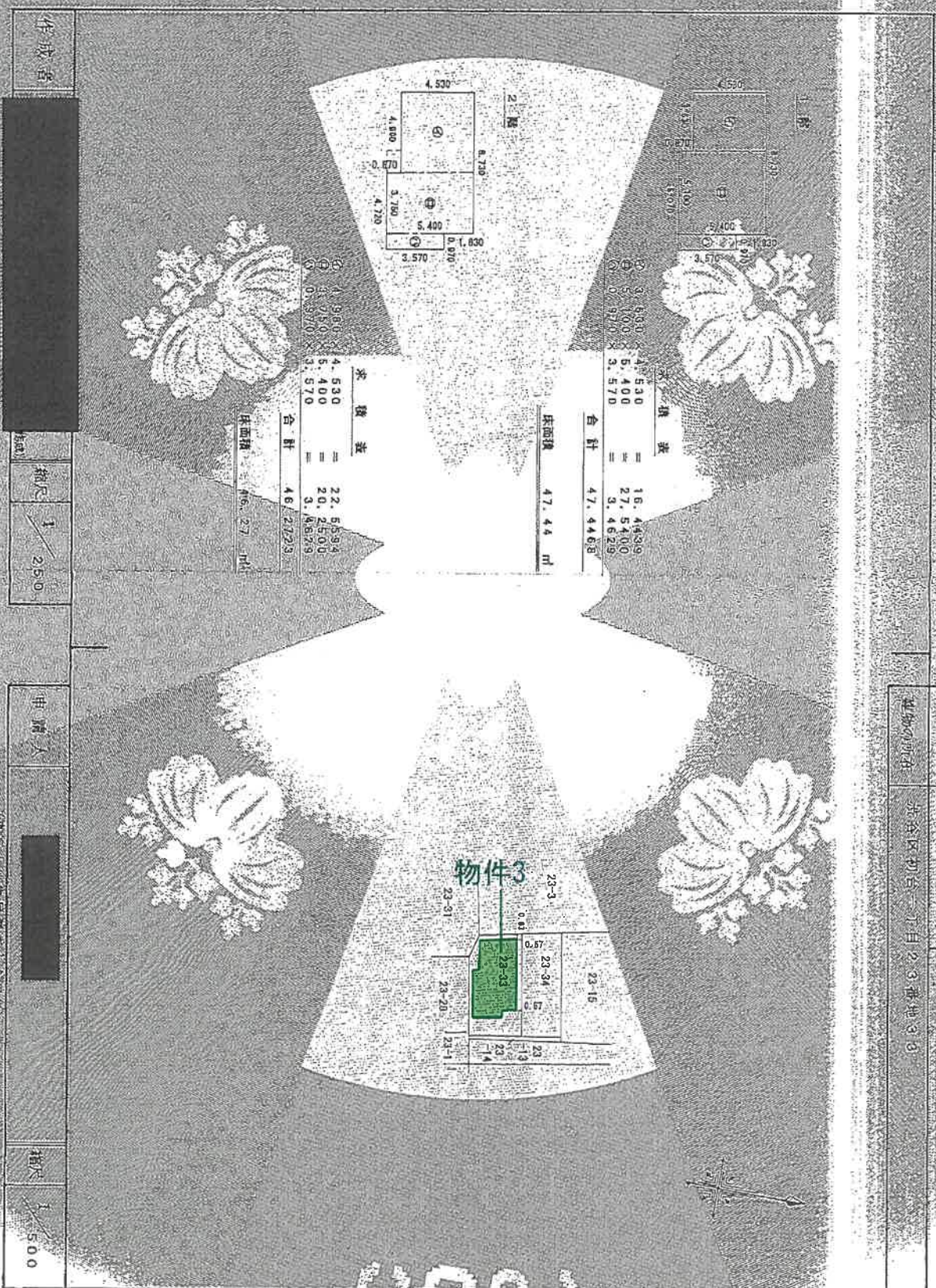
東京法務局 提供

COPY

各階平面図

建物図面

家屋番号 23-03-1
建物の所在 渋谷区利根 1丁目23番地30



物件3

本図はA3版をA4版に縮小

建物図面・各階平面図写